最終更新日：2015年6月26日
株式会社フジ・メディア・ホールディングス
代表取締役社長　嘉納　修治
問合せ先：総務局　TEL: 03-3570-8000（大代表）
証券コード：4676
http://www.fujimediahd.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

第1章．基本方針

1．認定放送持株会社と公益性

当社は、放送法に基づく認定放送持株会社です。
メディア産業を取り巻く環境変化にいち早く対応し当社及び当社の子会社(以下、当社グループ)の企業価値を向上させるには、子会社である株式会社フジテレビジョン(以下、フジテレビ)を核としつつ放送以外の周辺事業領域に対しても経営資源の最適な配分を行う必要があります。認定放送持株会社は、こうした対応に最も適した組織形態であると考えています。
当社グループは、我が国を代表するメディア・コングロマリットを目指しており、その実現のためには適切なグループガバナンスが不可欠であると認識しています。
一方、当社は、中核子会社フジテレビが国民共有の財産である電波を預かり放送事業を営んでいること、その社会的インフラとしての役割を果たすために、基幹メディアとしてライフライン機能を維持する緊急災害放送を行うなど、その使命について最大限考慮する必要があると考えています。このことは、結果としてグループ全体の企業価値の向上にも寄与するものと考えられます。
したがいまして、当社は、認定放送持株会社として放送の公共性を重んじ、もって社会的責任を全うする基本理念に基づき、上場企業として会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を追求するためにグループ全体のコーポレート・ガバナンスの体制について検討を続けます。

第2章．株主の皆さまとの関係

1．株主の権利の確保と権利行使に係る環境整備

(1) 株主の権利の確保
当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が確保されるよう努めます。

(2) 株主総会における権利行使に係る環境整備
当社は、株主総会において、株主の権利行使に係る適切な環境整備に努めます。

2．株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主と建設的な対話を行うよう努めます。

第3章．株主以外のステークホルダーの皆さまとの関係

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、従業員、視聴者、取引先、地域社会等のステークホルダーとの良好かつ円滑な関係の維持に努めます。

第4章．コーポレート・ガバナンスの体制

1．会社の機関設計に関する方針

当社は、会社法に規定する株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く監査役会設置会社です。取締役の業務執行機能と監督機能を分離させる形態よりも、業務執行者が同時に監督機能を持ち合わせるとともに、事業内容にも精通した社外取締役が業務執行の妥当性を監督し、さらに社外監査役を含む監査役会が業務執行を監査する現行の企業統治形態が、当社グループの企業価値の確保・向上のために最適であるとして採用しています。ただし、今後の会社の状況に応じて、最も適切な形態を採用します。
この他に、業務執行の機関として経営会議を設置しています。経営会議は、主に常勤の取締役によって構成され、経営の重要課題に関する協議や取締役会に付議される重要事項等について事前審議を行うとともに、各部門の業務執行の状況に関し情報の共有化を図っています。なお、経営会議には常勤監査役も出席しています。また、内部統制機能を高めるために適正業務推進室を設け、業務の適正化とともに各部門の課題等の迅速な解決に努めています。さらに、持株会社として、グループ社長会を定期的に実施することで、各社の状況把握及び十分な意思疎通を図っています。

2．指名・報酬の方針

会社の意思決定の透明性・公正性を確保するよう努めます。

3．取締役会の役割

(1) 取締役会の責務
取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るよう努めます。

(2) 経営戦略の確立と方向性
取締役会は、その責務において、建設的な議論を行い、具体的な経営戦略や経営計画、重要な業務執行の決定等の方向性を決定します。

(3) 業務執行に対する環境の整備
取締役会は、業務執行に関する提案について十分な検討を行い、承認後は、迅速に業務執行されるよう努めます。

(4) 取締役会の監督責任
取締役会は、役員の人事、的確な情報開示、利益相反の管理等について監督を行います。

4. 監査役及び監査役会の役割

(1) 監査役及び監査役会の責務
監査役及び監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において、適切な判断を行い、積極的に取締役会に対して意見を述べるよう努めます。

(2) 外部会計監査人に対する責務
監査役会は、外部会計監査人が株主に対して責務を負っていることを認識し、取締役会と連携したうえで、適正な監査を確保するよう努めます。

5. 取締役会・監査役会の実効性確保

(1) 取締役会・監査役会の実効性確保
取締役会及び監査役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保するよう努めます。

(2) 取締役会における審議の活性化
取締役会は、社外取締役による建設的な意見交換に努めるほか、審議時間を十分に確保する等、審議の活性化を図ります。

(3) 取締役・監査役に対する情報提供の体制
当社は、取締役・監査役がその役割・責務を実効的に果たせるよう、必要に応じ、情報提供を行う体制を整えます。
取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報提供が確保されているかどうかを確認します。

(4) 取締役・監査役に対するトレーニング
当社は、取締役・監査役がその役割・責務に係る理解を深められるようトレーニングを行います。

6. 独立社外取締役の選任と役割

(1) 独立社外取締役の選任
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、独立社外取締役を複数名選任します。

(2) 独立社外取締役の役割
当社は、独立社外取締役を選任するにあたり、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る助言を行うこと等を期待します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
東宝株式会社	18,572,100	7.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	11,734,600	4.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,670,500	3.67
株式会社文化放送	7,792,000	3.30
株式会社NTTドコモ	7,700,000	3.26
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505223	6,621,600	2.80
関西テレビ放送株式会社	6,146,100	2.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社電通口)	4,650,000	1.97
株式会社ヤクルト本社	3,969,000	1.68
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055	3,911,200	1.65

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

ＭＦＳインベストメント･マネジメント株式会社及びその共同保有者であるマサチューセッツ･ファイナンシャル･サービセズ･カンパニーから、平成２６年6月１８日付で大量保有報告書の提出があり、平成２６年6月１３日現在で下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けていますが、当社として直前事業年度末における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めていません。

氏名または名称	保有株券等の数	株券等保有割合
ＭＦＳインベストメント･マネジメント株式会社	24,000株	0.01%
マサチューセッツ･ファイナンシャル･サービセズ･カンパニー	11,907,900株	5.04%

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報･通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	16 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松岡　功	他の会社の出身者								△			
三木　明博	他の会社の出身者								○			
石黒　大山	他の会社の出身者								○	○		
横田　雅文	他の会社の出身者								○	○		
寺崎　一雄	他の会社の出身者								○	○		
清原　武彦	他の会社の出身者								○	○		

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松岡　功	○	昭和４５年より平成２１年まで東宝株式会社の取締役を、また昭和６０年より阪急阪神ホールディングス株式会社の取締役を務めるほか、複数の企業の取締役、社外取締役及び社外監査役を務めています。 フジテレビは、松岡功氏が過去に代表取締役等を務めていた東宝株式会社から映画の配給等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の２％未満です。また、フジテレビ	メディア事業等に精通し公共性を重んじつつ、取締役会への出席等を通じて、業務執行取締役の職務執行に対する妥当性を監督することが、当社の社外取締役の主要な機能・役割のひとつであって、取り分け、独立役員にはこの点が重視されるものと考えています。 同氏は、映画・演劇事業上場会社元代表取締役として、メディア事業等に対しても豊富な経験・知見等を有し、その経験等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任しました。また、同氏が過去に代表等を務めて

		は、東宝株式会社に対し映画の出資者配分等に係る支出があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上原価及び販管費の合計額の１％未満です。	いた会社とフジテレビの取引関係が、当社の取締役会における監督行為に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所が規定する独立役員として指定するものです。
三木　明博	○	平成１３年より株式会社文化放送の取締役を務めるほか、複数の企業の取締役及び社外取締役を務めています。 フジテレビは、三木明博氏が代表取締役を務める株式会社文化放送からイベントのチケット販売委託等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の１％未満です。また、フジテレビは、株式会社文化放送に対しコンテンツ制作のための情報提供等に係る支出があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上原価及び販管費の合計額の１％未満です。	メディア事業等に精通し公共性を重んじつつ、取締役会への出席等を通じて、業務執行取締役の職務執行に対する妥当性を監督することが、当社の社外取締役の主要な機能･役割のひとつであって、取り分け、独立役員にはこの点が重視されるものと考えています。 同氏は、ラジオ事業会社代表取締役として、メディア事業等に対しても豊富な経験･知見等を有し、その経験等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任しました。また、同氏が代表を務める会社とフジテレビの取引関係が、当社の取締役会における監督行為に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所が規定する独立役員として指定するものです。
石黒　大山		昭和６０年より東海テレビ放送株式会社の取締役を務めるほか、複数の企業の取締役及びフジテレビの社外取締役を務めています。 フジテレビは、石黒大山氏が代表取締役を務める東海テレビ放送株式会社から番組販売等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の１％未満です。また、フジテレビは、東海テレビ放送株式会社に対しネット番組放送等に係る支出があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上原価及び販管費の合計額の１％未満です。 当社の代表取締役会長日枝久は、同社の社外取締役に就任しています。また、同氏の前任者にあたる取締役も同社の出身者でした。	メディア事業等に精通し公共性を重んじつつ、取締役会への出席等を通じて、業務執行取締役の職務執行に対する妥当性を監督することが、当社の社外取締役の主要な機能･役割のひとつであるとともに、当社の子会社の事業等の発展に資する助言等が行える場合には、それによる当社の経営への貢献も期待される効用のひとつであると考えています。 同氏は、フジテレビと番組を相互に供給等するネットワーク系列局の代表であり、番組等をはじめ中核子会社フジテレビの事業に関し、豊富な経験･知見等に基づく助言や意思疎通を通じて、フジテレビひいては当社の経営に貢献する役割も担っていただくことを期待しています。 なお、同氏については、左記の取引等が独立性に影響を与えるおそれはないものの、同氏が代表を務める会社がフジテレビを含むネットワーク局の一つであり、投資家等から一般株主と利益相反が生じるおそれがあると受け止められる可能性があるため、東京証券取引所が規定する独立役員には指定しませんでした。
横田　雅文		平成6年から平成１２年までの間、及び平成２０年より関西テレビ放送株式会社の取締役を務めるほか、フジテレビの社外取締役を務めています。 フジテレビは、横田雅文氏が代表取締役を務める関西テレビ放送株式会社から番組販売及び制作請負等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の２％未満です。また、フジテレビは、関西テレビ放送株式会社に対しネット番組放送等に係る支出があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上原価及び販管費の合計額の２％未満です。 当社の代表取締役会長日枝久及び代表取締役社長嘉納修治は、同社の社外取締役に就任しています。また、同氏の前任者にあたる取締役も同社の出身者でした。	メディア事業等に精通し公共性を重んじつつ、取締役会への出席等を通じて、業務執行取締役の職務執行に対する妥当性を監督することが、当社の社外取締役の主要な機能･役割のひとつであるとともに、当社の子会社の事業等の発展に資する助言等が行える場合には、それによる当社の経営への貢献も期待される効用のひとつであると考えています。 同氏は、フジテレビと番組を相互に供給等するネットワーク系列局の代表であり、番組等をはじめ中核子会社フジテレビの事業に関し、豊富な経験･知見等に基づく助言や意思疎通を通じて、フジテレビひいては当社の経営に貢献する役割も担っていただくことを期待しています。 なお、同氏については、左記の取引等が独立性に影響を与えるおそれはないものの、同氏が代表を務める会社が、当社の関連会社であり、かつ、フジテレビを含むネットワーク局のひとつであり、投資家等から一般株主と利益相反が生じるおそれがあると受け止められる可能性があるため、東京証券取引所が規定する独立役員には指定しませんでした。
寺崎　一雄		平成9年より株式会社テレビ西日本の取締役を務めるほか、複数の企業の社外取締役を務めています。 フジテレビは、寺崎一雄氏が代表取締役を務める株式会社テレビ西日本から番組販売等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の１％未満です。また、フジテレビは、株式会社テレビ西日本に対しネット番組	メディア事業等に精通し公共性を重んじつつ、取締役会への出席等を通じて、業務執行取締役の職務執行に対する妥当性を監督することが、当社の社外取締役の主要な機能･役割のひとつであるとともに、当社の子会社の事業等の発展に資する助言等が行える場合には、それによる当社の経営への貢献も期待される効用のひとつであると考えています。 同氏は、フジテレビと番組を相互に供給等す

		放送等に係る支出があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上原価及び販管費の合計額の1%未満です。 当社の代表取締役会長日枝久は、同社の社外取締役に就任しています。また、同氏の前任者にあたる取締役も同社の出身者でした。	るネットワーク系列局の代表であり、番組等をはじめ中核子会社フジテレビの事業に関し、豊富な経験・知見等に基づく助言や意思疎通を通じて、フジテレビひいては当社の経営に貢献する役割も担っていただくことを期待しています。 なお、同氏については、左記の取引等が独立性に影響を与えるおそれはないものの、同氏が代表を務める会社がフジテレビを含むネットワーク局のひとつであり、投資家等から一般株主と利益相反が生じるおそれがあると受け止められる可能性があるため、東京証券取引所が規定する独立役員には指定しませんでした。
清原　武彦		平成2年より株式会社産業経済新聞社の取締役を務めるほか、複数の企業の社外取締役を務めています。 フジテレビは、清原武彦氏が過去に代表取締役等を務めていた株式会社産業経済新聞社からイベントのチケット販売委託等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の1%未満です。また、フジテレビは、株式会社産業経済新聞社に対しコンテンツ制作のための情報提供等に係る支出があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上原価及び販管費の合計額の1%未満です。 当社の代表取締役会長日枝久は、同社の社外取締役に、代表取締役社長嘉納修治は、社外監査役に就任しています。また、同氏の前任者にあたる取締役も同社の出身者でした。	メディア事業等に精通し公共性を重んじつつ、取締役会への出席等を通じて、業務執行取締役の職務執行に対する妥当性を監督することが、当社の社外取締役の主要な機能・役割のひとつであって、取り分け、独立役員にはこの点が重視されるものと考えています。 同氏は、新聞事業会社元代表取締役として、メディア事業等に対しても豊富な経験・知見等を有し、その経験等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任しました。 なお、同氏については、左記の取引等が独立性に影響を与えるおそれはないものの、同氏が過去に代表等を務めていた会社が当社の関連会社であり、かつ、同氏の親族が当社の子会社の業務執行者であることから、投資家等から一般株主と利益相反が生じるおそれがあると受け止められる可能性があるため、東京証券取引所が規定する独立役員には指定しませんでした。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会は、会計監査人との間で監査計画に関する協議を行うとともに、会計監査人から定期的に監査結果に関する報告を受けています。監査役会と会計監査人は、必要に応じて問題点の共有を図るための意見交換を実施するとともに、相互に連携しながら監査を行っています。また、監査役は内部統制部門より、期首に評価範囲の決定、期末に評価結果に関して報告を受けるとともに、期中においても適宜協議を行う体制にあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
茂木　友三郎	他の会社の出身者										○			
南　直哉	他の会社の出身者										△			
奥島　孝康	学者												△	

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
茂木　友三郎	○	昭和５４年よりキッコーマン株式会社の取締役を務めるほか、複数の企業の取締役、社外取締役及び社外監査役を務めています。 フジテレビは、茂木友三郎氏が過去に代表取締役等を務めていた（現在は取締役名誉会長　取締役会議長）キッコーマン株式会社から広告出稿等に係る収入があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上高の１%未満です。	一般事業会社における経験や法的知識をいかした経歴等に基づき、取締役の業務執行が善管注意義務等の法的義務に反して履行されていないかを監査することが、当社の社外監査役の機能・役割であると考えています。 同氏は、上場会社元代表取締役として、豊富な経験・知見等を有し、その経験等を当社の監査体制にいかしていただくため社外監査役として選任しました。また、同氏が過去に代表等を務めていた会社とフジテレビの取引関係が、当社への監査行為に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所が規定する独立役員として指定するものです。
南　直哉	○	平成元年から平成１４年まで東京電力株式会社の取締役を務めたのち、複数の企業の社外取締役を務めるほか、フジテレビの社外監査役を務めています。 フジテレビは、南直哉氏が過去に代表取締役等を務めていた東京電力株式会社に対し電気料金等に係る支出があり、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの売上原価及び販管費の合計額の１%未満です。	一般事業会社における経験や法的知識をいかした経歴等に基づき、取締役の業務執行が善管注意義務等の法的義務に反して履行されていないかを監査することが、当社の社外監査役の機能・役割であると考えています。 同氏は、上場会社元代表取締役として、豊富な経験・知見等を有し、その経験等を当社の監査体制にいかしていただくため社外監査役として選任しました。また、同氏が過去に代表等を務めていた会社とフジテレビの取引関係が、当社への監査行為に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所が規定する独立役員として指定するものです。
奥島　孝康	○	昭和５１年より早稲田大学教授、また、平成６年から平成１４年まで同大学総長を務めたのち、さらに平成２２年より同大学名誉顧問を務めるほか、複数の企業の社外取締役、フジテレビの社外監査役を務めています。 フジテレビは、奥島孝康氏が過去に総長を務めていた大学に対し寄付を行っており、直前事業年度におけるその額は、フジテレビの販管費の0.1%未満です。	一般事業会社における経験や法的知識をいかした経歴等に基づき、取締役の業務執行が善管注意義務等の法的義務に反して履行されていないかを監査することが、当社の社外監査役の機能・役割であると考えています。 同氏は、元大学総長、法学博士として、豊富な経験・知見等を有し、その経験等を当社の監査体制にいかしていただくため社外監査役として選任しました。また、フジテレビは、同氏が過去に総長を務めていた大学に直前事業年度に寄付を行いましたが、当該寄付行為が、当社への監査行為に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、東京証券取引所が規定する独立役員として指定するものです。

[独立役員関係]

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

株価連動型報酬（自社株取得目的報酬）の導入
　常勤の取締役について、報酬制度の一部として株価連動型報酬（自社株取得目的報酬）を導入しています。この仕組みは、各常勤取締役に対し、月次報酬の中から毎月一定額を役員持株会に拠出し自社株を取得すること（在任中は継続保有）を義務付けるものです。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

　当社が有価証券報告書において個別開示を行っている内容は次のとおりです。（百万円未満切捨て）
（1）日枝久（代表取締役会長）１７４（百万円）（当社より 基本報酬１１３、賞与3、フジテレビより 基本報酬４８、賞与1、サンケイビルより 基本報酬7）
（2）豊田皓（取締役副会長）１１３（百万円）（当社より 基本報酬７７、賞与1、フジテレビより 基本報酬３３、賞与0）
（3）太田英昭（代表取締役社長）１０１（百万円）（当社より基本報酬８８、賞与2、フジテレビより基本報酬9、賞与0）
　※太田英昭氏は、平成２７年6月２５日開催の当社定時株主総会終結の時をもって、当社取締役を任期満了により退任しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

　当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、株主総会で承認された取締役の報酬総額及び監査役の報酬総額の範囲内において、各役員の職位、在任期間、会社の業績等を勘案して支給することとし、取締役については取締役会の決議により、また、監査役については監査役協議の上、決定することとしています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

　社外取締役への取締役会の開催や議題の通知は総務局が担当しており、社外監査役への監査役会の開催や議題の通知は監査役室が担当しています。
　また、必要なときには随時、当社役員等が社外取締役、社外監査役を訪ねて、企業経営上の問題を相談し、助言等を受ける体制を整えています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

　当社は、監査役制度を採用しており、取締役１６名のうち６名が社外取締役、監査役５名のうち３名が社外監査役です。取締役会は、原則毎月１回の定例のほか、必要に応じて臨時に開催するものとされ、平成２６年度は合計１１回開催されました。同期間における６名の社外取締役及び３名の社外監査役の取締役会への出席状況は次のとおりでした。
　松岡取締役６回、三木取締役１１回、石黒取締役１１回、横田取締役１０回、寺崎取締役１１回、清原取締役１１回、茂木監査役９回、南監査役１１回、奥島監査役８回。
　また、各社外取締役及び社外監査役は、取締役会内外において各々の経験、知見に基づく助言・提言を適宜行っています。
　加えて、当社では、その他の機関として経営会議が設置されており、平成２６年度は合計１２回開催されました。経営会議は、主に常勤の取締役によって構成され、経営の重要課題に関する協議や取締役会に付議される重要事項等について事前審議を行うとともに、各部門の業務執行の状況に関し情報の共有化を図っています。なお、経営会議には常勤監査役も出席しています。
　監査役は、取締役の業務執行が善管注意義務等の法的義務に反して履行されていないかを監査するとともに、必要に応じて取締役及び使用人からの報告の聴取や子会社の調査等にあたっています。監査役会は、監査方針及び監査計画等を策定しており、平成２６年度は合計６回開催されました。同期間における３名の社外監査役への監査役会への出席状況は次のとおりでした。
　茂木監査役５回、南監査役５回、奥島監査役６回。

当社の社外取締役及び社外監査役の全ては、会社法第４２７条第１項の規定に基づき、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、１０百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としています。

なお、当社を担当する監査法人は新日本有限責任監査法人であり、公認会計士は次のとおりです。
鈴木真一郎
神山宗武
白取一仁

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

本報告書の「1．基本的な考え方」の「第4章．コーポレート・ガバナンスの体制　1．会社の機関設計に関する方針」に記載。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知発送日は、平成２７年６月１日（月）。定時株主総会日は、同年６月２５日（木）。
電磁的方法による議決権の行使	平成１５年６月定時株主総会より導入しました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成１９年６月の定時株主総会よりＩＣＪ運営の議決権電子行使プラットフォームを導入しました。
招集通知（要約）の英文での提供	自社及び東証、ＩＣＪのホームページに掲載しました。
その他	招集通知は平成２７年５月２７日（水）に、自社及び東証、ＩＣＪのホームページに掲載しました。決議通知は株主総会終了後速やかに、英文での提供とあわせて自社及び東証、ＩＣＪのホームページに掲載しました。

2．ＩＲに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年２回（第２四半期及び期末）、機関投資家向けの決算説明会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の主要機関投資家を訪問する等、対話を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家への情報提供の均等化のため、ＩＲ関連資料を自社ホームページ等に掲載しています。また決算説明会の主要部分の映像を自社ホームページ上で配信しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画局内にＩＲ部を設置し、機関投資家・証券アナリストへの対応を行っています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの核となるフジテレビは、国民共有の財産である電波を預かる者として社会的責任を認識し、放送法、電波法、社団法人日本民間放送連盟の放送基準をはじめとする法令等の遵守に加え、フジテレビ行動指針やフジテレビジョン番組審議会規定に基づく番組審議会によって、放送番組の適正化を図っています。 これらは、認定放送持株会社である当社が、株主の視点に立ち、企業価値の維持・向上を目指すうえで重要なステークホルダーのひとりである視聴者の立場を尊重することにつながるものと考えています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社では、「つなげる笑顔　つながる心」というＣＳＲ共通スローガンのもと、各社がそれぞれの本業をいかした多様な社会貢献活動を実行しています。 フジテレビが、キャリア教育の一環として小学生を対象に行っている『あなせん』＝アナウンサーによるコミュニケーションの出前授業は、計１５６校約10,100人を対象に実施（平成１７年～平成２６年４月末現在）。平成２６年度には、テレビ局としては初めて経済産業省キャリア教育アワード奨励賞を受賞しました。 また、目の不自由な方が安心して街を歩けるように「音の出る信号機」を設置する基金を募るニッポン放送の『ラジオチャリティミュージックソン』も４０回を数え、これまでにリスナーの皆様からお寄せ頂いた浄財は42億7,601万5,831円に上ります。その全額が全日本交通安全協会や日本点字図書館を通じて、音の出る信号機の設置や、本を音声朗読した声の図書、立体コピーなど、視覚障害者用教育機器などに使われています。 その他、ディノス・セシールによるカタログ販売を通じて寄付を行うコーズマーケティングの取組みや、テレビ美術の力で被災地復興支援イベントを行う「こども笑顔プロジェクト」なども継続しています。環境活動にも力を入れており、当社グループ各社有志でお台場の清掃活動を継続、

	地域の環境美化に貢献しています。これらすべての活動は、「ＣＳＲリポート」としてまとめ、自社ホームページで公開しています。
その他	女性の活躍促進に向けての取組みに関して 　従来より当社には女性が活躍する企業風土が根付いていましたが、育児や介護との両立を可能にし、より一層働きやすい職場環境を実現することを目指して、育児･介護休業法を大きく上回る様々な制度を拡充させてきました。以下に挙げるのが、当社の主な施策です。 １．育児休業は最長1歳半の月末まで、その期間内で一部有休取得が可能 （失効した有給休暇を積み立て、育児休業期間のうち最大１００日までを有休として使用可） ２．小学校就学前（6歳年度末）まで養育休職の取得が可能 ３．小学校1年生の5月末まで最大１２０分の時短勤務が可能 ４．介護休業は最大1年間まで、その期間内で一部有休取得が可能 （失効した有給休暇を積み立て、介護休業期間のうち最大１００日までを有休として使用可） ５．介護休業期間に最大９０分の時短勤務を選択することも可能 ６．ベビーシッターやホームヘルパーの利用料を補助

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びに損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）が、わが国を代表する「メディアコングロマリット」となることを目指し、認定放送持株会社として中核となるメディア事業の公共的使命を果たすべく、適正なグループガバナンスを維持し、経営の意思決定の迅速性と事業執行の機動性を高め、併せて法令・定款遵守とリスク管理の実効性を確保するために必要な体制の整備等を行います。

（1）組織体制
当社は、「グループのコンプライアンス及びリスクの管理等に関する規程」（以下「グループコンプライアンス等規程」という）等に基づき、当社グループの関連業務を統括・推進するとともに、当社グループの代表取締役社長を構成メンバーとするグループのコンプライアンス及びリスクの管理に関する委員会を組織化すること等により、グループ経営に重要な影響を与えるコンプライアンス上の問題及びリスクへの対応を図ります。

（2）教育・研修
当社は、適宜、社内及び子会社向けにコンプライアンス等関連の説明会の開催及び関連事項の伝達などを行うことによって、当社及び当社の子会社の取締役及び使用人へのコンプライアンス並びにリスク管理の重要性の周知と、その理解を促進する活動を行います。

（3）財務報告の信頼性
当社グループは、健全に行われている個々の業務に十分配慮しつつ、コンプライアンス及びリスクの管理の強化を図るための体制の整備に加えて、金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築に努めます。

（4）内部監査
当社は、「内部監査規程」に基づき、当社グループにおける内部監査の実施状況及び内部管理体制の状況等の定期的なモニタリングを行います。これによって、当社グループの業務全般が法令、定款及び社内規程並びに経営方針に照らして、適正かつ有効に行われていることを確認します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、これに係る当社の管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、所定期間、閲覧可能な状態を維持することとします。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役は、当社グループの効率経営の確保に向けて、業務の合理化・迅速化等を継続検討します。当社は、当社グループ全体の経営計画を策定し、当社グループ各社から業績の報告を受ける等の方法により、経営計画の実施状況をモニタリングします。

4. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために、グループコンプライアンスとそのリスク管理及びグループの経営管理に関して、それぞれの専門部署を置き、体制構築を推進いたします。

（1）当社は、当社子会社の経営内容を的確に把握し、事業活動の健全な発展に資するため、定期的かつ継続的に子会社から報告を受ける等の方法により、企業集団内での情報共有の強化を図ります。

（2）当社は、当社子会社がその業容と会社規模に応じ、自律的にコンプライアンス及びリスクの管理が機能する体制の構築を推進するとともに、グループ経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応については、当社が状況を的確に把握する体制を構築します。

（3）当社は、当社子会社において効率的な業務執行が行われるよう、「関係会社管理規程」等に基づく横断的な管理を推進します。

（4）当社は、グループコンプライアンスを推進する専門部署を置くとともに、「グループコンプライアンス等規程」を通じて、企業倫理の確立並びにグループコンプライアンス体制及びリスク管理体制の構築を推進します。また、当社の取締役及び使用人、並びに当社子会社の取締役、監査役、業務執行社員、職務執行者及び使用人（以下「当社グループの取締役及び使用人等」という）が活用可能な内部通報制度を整備し、より一層のグループコンプライアンスの実効性の確保を目指します。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社の監査役は、監査役会規則に基づいて監査役スタッフを任命します。監査役スタッフは、監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会の運営に関する事務及び監査役の職務を補助します。なお、これら業務については、職務分掌において、当社の総務部が担当することを定め、監査役スタッフは当社従業員として当社の就業規則に従いますが、原則として、その指揮命令権は各監査役に属し、取締役は監査役スタッフに対する指揮命令権を有しないものとします。また、監査役スタッフの人事考課、人事異動及び懲戒等については、監査役会の意見を徴するものとします。

6. 当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役又は監査役会に報告を行うための体制

当社グループの取締役及び使用人等が、当社の監査役又は監査役会に報告を行うための体制について、以下の通り整備・実施します。

(1) 当社グループの取締役及び使用人等は、以下に定める事項について適宜報告を行います。
a.業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事実(当社グループ各社に関するものを含む。)を知った場合。
b.取締役及び使用人の職務遂行に関して不正行為、法令・定款・社内規程に違反する事実(当社グループ各社に関するものを含む。)を知った場合又は社会通念に反する行為が発生する可能性がある場合若しくは発生した場合で、当該事実又は行為が重大である場合。
c.その他緊急・非常事態を知った場合。

(2) 当社グループの取締役及び使用人等は、当社の監査役又は監査役会に対し、当該当社グループ各社における以下に定める事項について定期的又は必要に応じて報告を行います。
a.毎月の月次会計資料
b.内部監査報告書及び各部門からの主要な月次報告書
c.重要な訴訟事案
d.内部統制に関わる部門の活動概要
e.重要な会計方針・会計基準及びその変更
f.業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
g.営業の報告
h.監査役の活動概要
i.その他重要な事項等

(3) 当社グループの取締役及び使用人等は、当社の監査役又は監査役会からその職務の執行に関する報告を求められた場合、速やかに当該事項を報告します。

(4) 当社グループの取締役及び使用人等が(1)(2)(3)に該当する報告を当社の監査役又は監査役会に対して行ったことを理由として、不利益な取り扱いを受けることがないことを社内規程等に定めます。

(5) 監査役の職務全般にかかる費用は当社が負担するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、適正な社会秩序維持に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断することは社会的責務であり、また、会社資産の流出等の防止はもとより企業防衛に資するものと考えます。
当社は、前述のとおり法令・定款遵守の実効性を確保するため、グループコンプライアンス規程を設け、反社会的勢力との間における利益供与等の行為を一切行ってはならないことを規定する等、反社会的勢力からの不当な要求等に対し毅然とした姿勢で臨んでいます。
加えて、反社会的勢力に関する情報については、警察、弁護士等外部の専門機関と連携し収集に努めています。
当社は、今後も更なる規程や社内体制の整備に努める等、反社会的勢力との関係を遮断するための対応の強化を実行していきます。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明 更新

―――

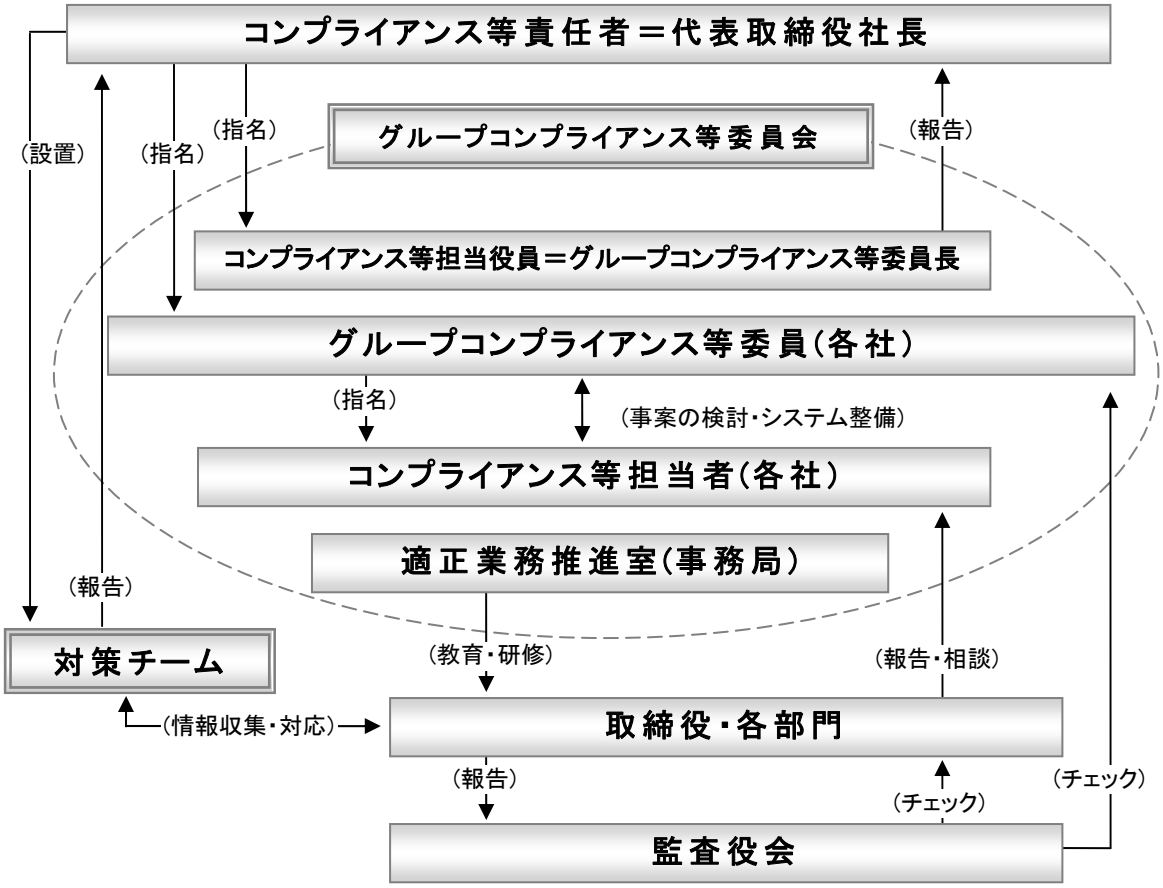
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 基本的な方針
当社グループでは、高い公共性への使命感と放送倫理に対する社会的な責任を強く認識し、社会からの共感や信頼を得ることが重要と考えています。当社グループの重要な情報に関して、様々なステークホルダーに対する説明責任を果たすため、適時開示に係る社内体制を適切に整備・運用するとともに、公正かつ適時・適切な開示を推進しています。

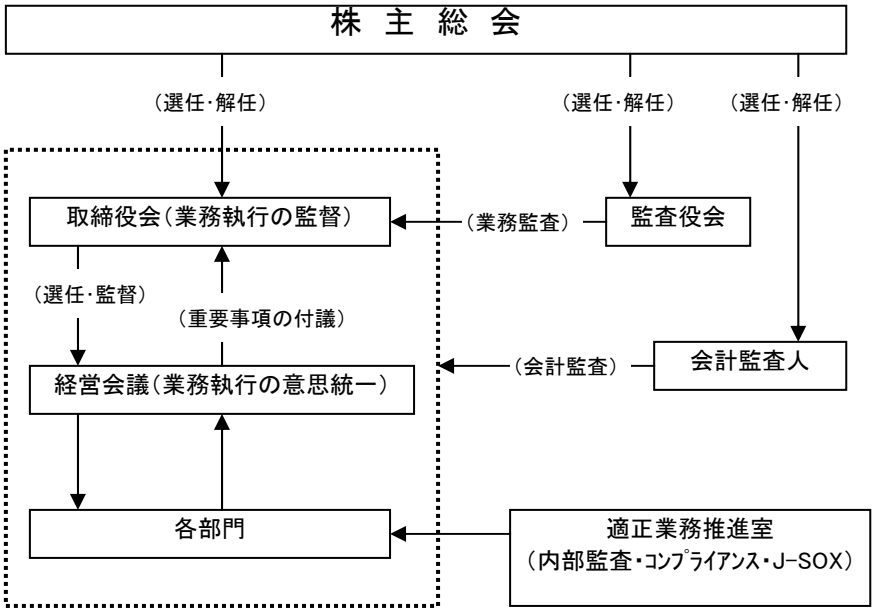
2. 適時開示に係る社内体制について
当社では、重要事実を遺漏なく管理し、かつ、違法な内部者取引の発生を防止するため、社内規程「内部者取引の管理等に関する規則」を制定し、関係者にその周知徹底を図っています。当社の経営管理組織には、取締役会のほか、常勤の役員による経営会議があります。経営会議で審議・報告された事実や取締役会で決定された事実は、決算情報とともにすべて情報取扱責任者（財経担当役員）に集約される体制になっています。また、社内において発生した重要な発生事実は、所轄部署の責任者から直接に又は総務局を経由して速やかに情報が集約され、社長をはじめ、関係役員、情報取扱責任者等に報告する体制になっています。
子会社の重要な決定事実、発生事実及び決算情報については、原則として、直接に又は経営企画局を経由して速やかに情報が集約され、社長をはじめ、関係役員、情報取扱責任者等に報告する体制になっています。
このようにして情報取扱責任者に集約された情報は、情報取扱責任者のもと、開示担当部署である財経局を中心に、総務局、経営企画局（IRを含む）、広報室等の関係部署で検討し、適時開示規則により開示が求められる事項に該当するか否か、適時開示事項に該当しなくとも投資者の投資判断に影響を与える事項か否かの判断をしています。
なお、適時開示した情報は、自社ホームページに掲載するとともに、投資者、マスコミからの問合わせに対しては、IR担当、広報室等で適切に対応できる体制作りをしています。

コーポレートガバナンス体制に関する模式図

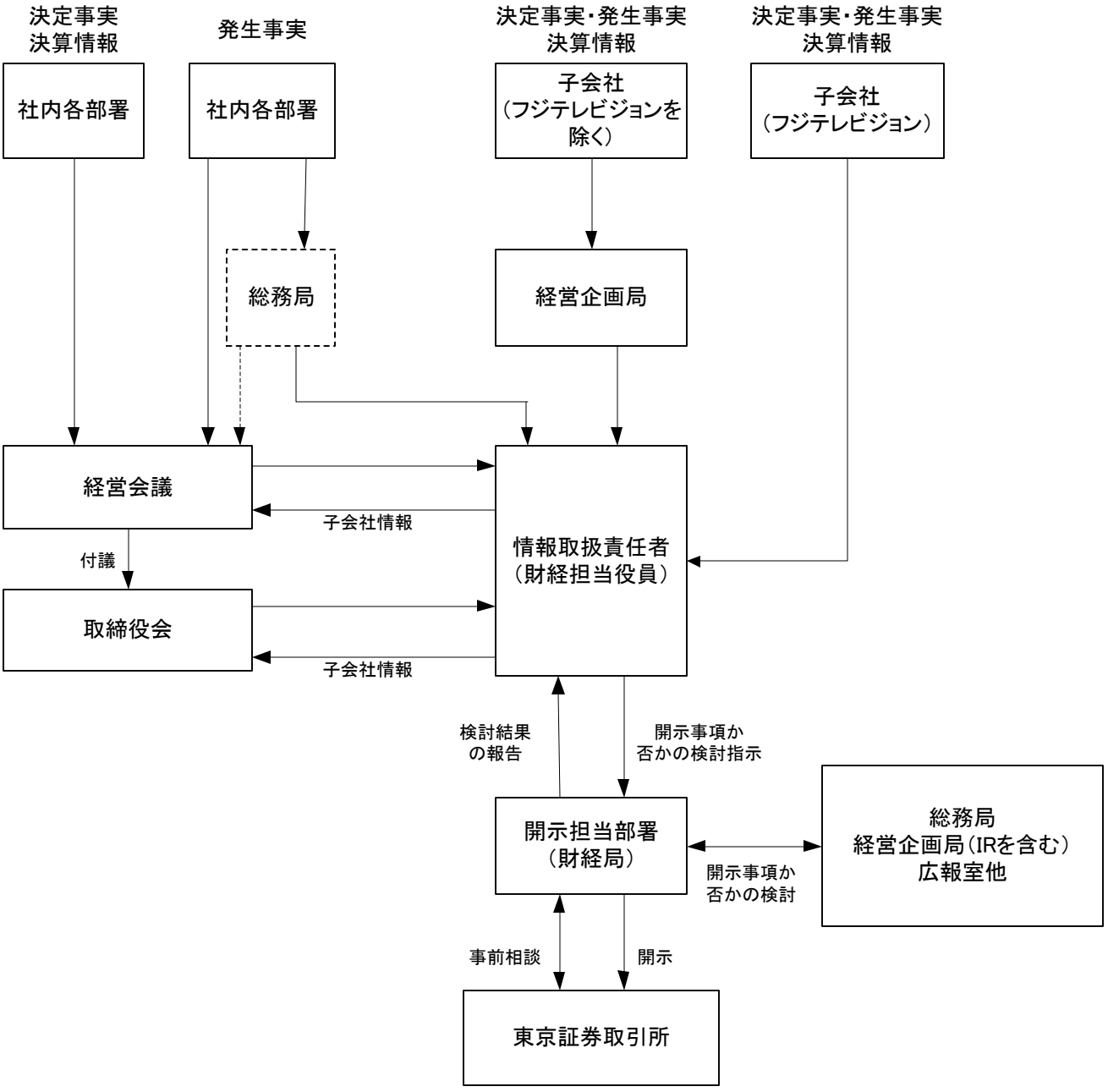
《内部統制》



《機関》


株 主 総 会
（選任･解任）
（選任･解任）
（選任･解任）
取締役会（業務執行の監督）
（業務監査）
監査役会
（選任･監督）
（重要事項の付議）
経営会議（業務執行の意思統一）
（会計監査）
会計監査人
各部門
適正業務推進室
（内部監査･ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ･J-SOX）

＜適時開示体制の概要に関する模式図＞



以　上